

再進学でキャリアアップをめざす 社会人の方へ!



東日本航空専門学校の**エアポートビジネス科**、**空港エンジニア科**は
厚生労働大臣指定専門実践教育訓練の指定講座です。
一定の条件を満たした対象者には、支払った経費の一部が支給されます。

専門実践教育訓練
厚生労働大臣指定講座

エアポートビジネス科
空港エンジニア科

一定の条件を満たした給付対象者

専門実践教育
訓練給付金

空港エンジニア科の場合

(2年間合計)
64万円 + 32万円 =
支給 追加支給

受講修了後に資格等を取得し、
1年以内に就職された方には

合計
96万円
支給!

さらに!

教育訓練
支援給付金

教育訓練期間中、返還不要で給付を受けられます。

雇用保険
基本手当日額の
50%
支給!

■ 専門実践教育訓練給付金とは?

労働者や離職者の中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座を受講し修了した場合、本人が専門学校など指定を受けた教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度で、返還義務はありません。

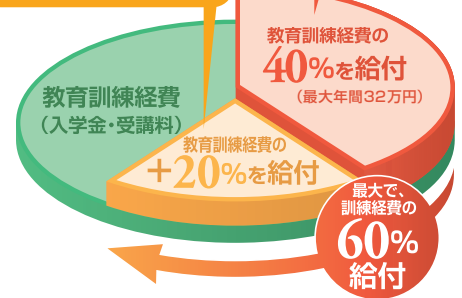
■ 給付金を受けることができる方

- ・初回支給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。
- ・平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。

■ 給付金の額

受講者が支払った教育訓練経費のうち40% (年間上限32万円)、例えば東日本航空専門学校 空港エンジニア科の場合には2年間で64万円が支給されます。更に受講修了日から1年以内に資格取得し、被保険者として雇用されている等の場合には20%が追加支給され、合計96万円支給されることとなります。(学科により支給額は異なります)

対象の講座(学校・学科)を受講する際に
資格を取得し就職すると



■ 給付金支給の流れ



詳細サイトは
こちら▶▶

ハローワークインターネットサービス教育訓練給付
https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html

政府広報オンライン 暮らしのお役立ち情報
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201408/1.html>

! 給付を受けるためには、ハローワークにて事前に手続きが必要です。
詳細につきましては、ハローワークにお問合せください。